

船舶所有者等責任制限事件手続規則(原文は縦書き)  
昭和五十一年五月十五日最高裁判所規則第二号  
改正 昭和五九年三月二日最高裁判所規則第一号  
平成八年一二月一七日同第六号  
同一五年三月一九日同第七号  
令和四年一一月七日同第一七号  
同六年九月一七日同第一四号

船舶所有者等責任制限事件手続規則を次のように定める。  
船舶所有者等責任制限事件手続規則

## 目次

第一章	責任制限手続の開始(第一条-第十条)
第二章	責任制限手続の拡張(第十一条・第十二条)
第三章	管理人(第十三条-第十五条)
第四章	責任制限手続への参加(第十六条-第二十条)
第五章	制限債権の調査及び確定(第二十一条-第二十四条)
第六章	配当(第二十五条-第三十一条)
第七章	責任制限手続の廃止(第三十二条)
第八章	費用(第三十三条-第三十七条)
第九章	雑則(第三十七条の二-第三十九条)
附則	

## 第一章 責任制限手続の開始

(手続開始の申立て)

第一条 責任制限手続開始の申立ては、書面でしなければならない。

2 申立書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 申立人の氏名又は名称及び住所並びに申立人が法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- 二 代理人の氏名及び住所
- 三 申立ての趣旨
- 四 事故の原因
- 五 申立人と事故に係る船舶、救助船舶又は救助者との関係
- 六 申立ての日において知れている最終の一単位の額により算定した責任限度額及びその算出の

## 基礎

七 制限債権(事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権を除く。

第十一条第二項第五号において同じ。)の原因並びに額及びその算定の基礎

八 知っている制限債権者の氏名又は名称及び住所

九 知っている受益債務者の氏名又は名称及び住所並びにその者と事故に係る船舶、救助船舶又は救助者との関係

(昭五九最裁規一・一部改正)

(供託命令の送達)

第二条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号。以下「法」という。)第十九条第一項の規定による決定は、申立人に送達しなければならない。

(昭五九最裁規一・一部改正)

(供託書正本の提出)

第三条 法第十九条第一項の規定による決定に基づく供託をした旨の届出に際しては、供託書正本を提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十一条第一項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出、法第二十二条第五項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告及び法第三十条第一項の規定による決定に基づく届出について準用する。

(昭五九最裁規一・一部改正)

(供託委託契約の締結についての許可の申立て)

第四条 法第二十条第一項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の許可を申し立てる場合には、受託者及び当該契約に係る一定の額を明らかにしなければならない。

(供託委託契約書又はその謄本の提出)

第五条 法第二十条第一項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する届出に際しては、契約書又はその謄本を提出しなければならない。

(指定日を定める決定の送達)

第六条 法第二十一条第一項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する指定日を定める決定は、受託者に送達しなければならない。

(管理人に支払うべき旨の命令の送達)

第七条 法第二十二条第二項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定

は、受託者及び管理人に送達しなければならない。

(責任制限手続開始の決定書)

第八条 責任制限手続開始の決定書には、決定の年月日時を記載しなければならない。

(申立てに関する書類の備置き)

第九条 責任制限手続開始の申立てに関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(開始決定を取り消す決定の公告等をする裁判所)

第十条 法第三十一条の規定により公告及び送達をする裁判所は、責任制限手続開始の決定をした裁判所とする。

## 第二章 責任制限手続の拡張

(手続拡張の申立て)

第十一条 責任制限手続拡張の申立ては、書面で行わなければならない。

2 申立書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 申立人の氏名又は名称及び住所並びに申立人が法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- 二 代理人の氏名及び住所
- 三 申立ての趣旨
- 四 申立ての日において知れている最終の一単位の額により算定した責任限度額
- 五 制限債権の原因並びに額及びその算定の基礎
- 六 知れている制限債権者の氏名又は名称及び住所

(昭五九最裁規一・一部改正)

(準用規定)

第十二条 第二条から第十条までの規定は、責任制限手続の拡張の手続について準用する。

## 第三章 管理人

(資格証明書の交付等)

第十三条 裁判所は、管理人に対しその選任を証する書面を交付しなければならない。

2 管理人は、その職務を行うに当たり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならない。

(管理人の辞任)

第十四条 管理人は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

(任務終了の場合の緊急処分)

第十五条 管理人の任務終了の場合において、急迫の事情があるときは、管理人又はその相続人は、後任の管理人がその職務を行うことができるまで必要な処分をしなければならない。

#### 第四章 責任制限手続への参加

(制限債権の届出)

第十六条 責任制限手続に参加するための届出は、書面で行わなければならない。

2 法第四十七条第一項の規定による参加の届出書には、次の事項を記載しなければならない。

一 責任制限事件の番号

二 参加しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに参加しようとする者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名

三 制限債権の原因並びに額及びその算定の基礎

四 法第六条第一項から第三項までに規定する責任の制限の場合にあっては、人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別

3 法第四十七条第二項から第四項までの規定による参加の届出書には、前項各号に掲げる事項のほか、制限債権者の氏名又は名称及び住所並びに制限債権者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名並びに参加しようとする者が制限債権を有するものとみなされる事由を記載しなければならない。

4 前二項の届出書には、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を添付しなければならない。

(昭五九最裁規一・一部改正)

(変更の届出)

第十七条 前条第一項及び第四項の規定は、法第五十一条第一項の規定による届出について準用する。

(地位の承継の届出)

第十八条 法第五十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により参加した者の地位を承継するための届出は、書面で行わなければならない。

2 届出書には、次の事項を記載しなければならない。

一 責任制限事件の番号

二 承継しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに承継しようとする者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名

### 三 取得した債権並びにその取得の日及び原因

(債権表の作成等)

第十九条 裁判所書記官は、届出のあつた制限債権について債権表を作り、届出に係る事項を記載しなければならない。

2 裁判所書記官は、債権表の謄本を管理人に交付しなければならない。

(制限債権届出書類及び債権表の備置き)

第二十条 制限債権の届出に関する書類及び債権表は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

## 第五章 制限債権の調査及び確定

(期日の延期等に関する書面の送達)

第二十一条 制限債権の調査の延期若しくは続行により調査期日が指定されたとき、又はその期日が変更されたときは、当該期日を記載した書面を管理人、申立人並びに知っている制限債権者及び受益債務者に送達しなければならない。ただし、言渡しがあつたときは、この限りでない。

2 前項の規定による送達は、書面を通常の見取りによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書 便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

(平一五最裁規七・一部改正)

(代理権の証明)

第二十二条 法第五十八条の規定により制限債権の調査期日に出頭する代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による制限債権の調査期日)

第二十二条の二 法第五十九条の二第一項に規定する方法によつて制限債権の調査期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を制限債権の調査期日の調査に記載しなければならない。

(令六最裁規一四・追加)

(債権表への記載)

第二十三条 裁判所書記官は、制限債権の調査の結果、査定の裁判において定められた事項及び査定の裁判に対する異議訴訟の結果を債権表に記載しなければならない。

(査定の裁判に対する異議訴訟の目的の価額)

第二十四条 査定の裁判に対する異議訴訟の目的の価額は、配当の予定額を標準として責任制限裁判所が定める。

## 第六章 配当

(配当表の記載事項)

第二十五条 配当表の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 配当に加えるべき制限債権者の氏名又は名称
- 二 配当に加えるべき制限債権の額
- 三 配当することのできる金銭の額
- 四 配当率
- 五 各制限債権者に配当すべき金銭の額

(配当表の備置き)

第二十六条 裁判所が認可した配当表は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(配当表に対する異議についての裁判の送達及び備置き)

第二十七条 配当表に対する異議についての裁判は、異議を申し立てた者に送達しなければならない。

2 配当表に対する異議についての裁判において配当表の更正を命じたときは、その決定書は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(配当実施の時期)

第二十八条 管理人は、法第七十二条第一項に規定する期間が経過した後、遅滞なく、配当を実施しなければならない。ただし、配当表に対する異議の申立てがあつたときは、異議についての裁判が確定した後でなければ、配当を実施することができない。

(配当保留の申出等の方式)

第二十九条 法第七十三条の規定による配当の保留の申出及び法第七十八条第一号の規定による配当の請求は、書面でしなければならない。

(手続から除斥される債権の届出)

第三十条 届出に係る債権が手続外訴訟において制限債権でないことに確定したときは、当該訴訟の当事者は、その旨を責任制限裁判所に届け出なければならない。この場合においては、当該債権が制限債権でないことに確定したことを証する書面を提出しなければならない。

(配当実施完了の報告)

第三十一条 配当の実施が完了したときは、管理人は、直ちに、その旨を裁判所に報告しなければならない。

## 第七章 責任制限手続の廃止

(廃止決定を取り消す決定の公告等をする裁判所)

第三十二条 法第八十七条第一項又は同条第二項において準用する法第三十一条第二項の規定により公告及び送達をする裁判所は、責任制限裁判所とする。

## 第八章 費用

(費用等の基金からの立替え等)

第三十三条 法第八十二条第三号に該当する場合において、同条ただし書に規定する事由があるときは、管理人は、裁判所の許可を得て基金から法第九十条に規定する費用等の概算額の支払を受けることができる。

2 管理人は、前項の支払を受けたときは、直ちに、これを裁判所に納付しなければならない。

3 前項の規定により納付された金銭で第一項の費用等として支出しないことが明らかになったものについては、責任制限裁判所は、これを管理人に返還すべき旨を定めなければならない。

4 管理人は、前項の規定により定められた金銭の返還を受けたときは、直ちに、これを申立人のために基金として供託し、かつ、その旨を裁判所に報告しなければならない。

5 前項の規定により管理人がした供託は、申立人が供託者としてした供託とみなす。

6 第三条第一項の規定は、第四項の規定による報告について準用する。

第三十四条 法第九十二条第三項の規定による決定は、申立人及び管理人に送達しなければならない。

(訴訟費用の基金からの立替え等)

第三十五条 管理人は、裁判所の許可を得て基金から査定 of 裁判に対する異議の訴えを迫行するために必要な訴訟費用の概算額の支払を受けることができる。

2 前項の規定により支払を受けた金銭で同項の訴訟費用として支出しなかつたものについては、管理人は、直ちに、これを申立人のために基金として供託し、かつ、その旨を裁判所に報告しなければならない。

3 第三十三条第五項の規定は前項の規定により管理人がした供託について、同条第六項の規定は前項の規定による報告について準用する。

#### (取立不能の報告)

第三十六条 法第九十二条第一項又は法第九十三条第二項の規定により立て替えた費用等又は訴訟費用の取立てが不能であるときは、管理人は、その旨及びその理由を裁判所に報告しなければならない。

#### (取り立てた費用等の供託の報告)

第三十七条 管理人は、法第九十四条第一項の規定による供託をしたときは、直ちに、その旨を裁判所に報告しなければならない。

2 第三条第一項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

### 第九章 雑則

#### (催告)

第三十七条の二 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

(令六最裁規一四・追加)

#### (事件の記録の閲覧等)

第三十七条の三 第三十七条の十三において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによつてさせることができる。

2 第三十七条の十三において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第十一条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第十一条において準用

する民事訴訟法第三百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。

（令六最裁規一四・追加）

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第三十七条の四 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

（令六最裁規一四・追加）

（呼出状の公示送達）

第三十七条の五 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（令六最裁規一四・追加）

（決定及び命令の方式）

第三十七条の六 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

（令六最裁規一四・追加）

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第三十七条の七 申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2 前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

（令六最裁規一四・追加）

（証人の宣誓）

第三十七条の八 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前二項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（令六最裁規一四・追加）

(鑑定人の宣誓)

第三十七条の九 鑑定人の宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

(令六最裁規一四・追加)

(受命裁判官等の証拠調べの調書)

第三十七条の十 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第三十七条の十三において読み替えて準用する民事訴訟規則第一百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

(令六最裁規一四・追加)

(更正決定の方式)

第三十七条の十一 更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

(令六最裁規一四・追加)

(特別抗告等を提起する場合における費用の予納)

第三十七条の十二 法第十一条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定は、法第十一条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

(令六最裁規一四・追加)

(民事訴訟規則の準用)

第三十七条の十三 特別の定めがある場合を除き、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から

第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第二百二十四条第四項、第三百三十一条、第三百三十二条第三項、第三百三十五条の二、第三百三十七条第三項及び第四項、第四百三十三条第三項、第四百四十九条の二第三項、第四百四十九条の三、第五百十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(平八最裁規六・追加、令四最裁規一七・令六最裁規一四・一部改正)

(送達に代わる公告)

第三十八条 法又はこの規則の規定によつて送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所を知ることが困難である場合においては、裁判所は、公告をもつてその送達に代えることを命ずることができる。

(基金からの支払の方法)

第三十九条 基金からの支払は、管理人の支払委託の方法によつて行う。

附則

この規則は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附則(昭和五九年三月二日最高裁判所規則第一号)抄

(施行期日)

1 この規則は、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第五十四号)の施行の日(昭和五十九年五月二十日)から施行する。

附則(平成八年一二月一七日最高裁判所規則第六号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、民事訴訟法(平成八年法律第九号。以下「新法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一〇年一月一日)

附則(平成一五年三月一九日最高裁判所規則第七号)

この規則は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第百号)及び日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号)の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(令和四年十一月七日最高裁判所規則第一七号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。以下この条において「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日〔令和五年二月二〇日〕から施行する。

一 第一条中民事訴訟規則第三十二条、第七十七条、第七十八条、第九十六条及び第百六十三条第一項の改正規定、第十四条の規定、第十八条中労働審判規則第三十七条の改正規定(「第七十七条」を「第七十七条前段」に改める部分に限る。)、第二十条中非訟事件手続規則第二十一条及び第五十条の改正規定、第二十一条中家事事件手続規則第三十三条及び第百二十六条第二項の改正規定並びに第二十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第二十三条及び第五十三条第一項の改正規定改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日〔令和五年三月一日〕

二 第一条中民事訴訟規則目次の改正規定(「第三十一条」を「第三十条の二」に改める部分に限る。)及び同規則第一編第五章第一節中第三十一条の前に二条を加える改正規定、第三条の規定、第六条の規定、第七条中民事執行規則第十五条の二の改正規定、第八条中民事保全規則第六条の改正規定、第十条中民事再生規則第十一条の改正規定、第十二条中外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の改正規定、第十三条中会社更生規則第十条の改正規定、第十六条の規定、第十七条中破産規則第十二条の改正規定並びに第二十三条の規定改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日〔令和六年三月一日〕

三 第十五条の規定改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

附則(令和六年九月一七日最高裁判所規則第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。)の施行の日〔令和八年五月二一日〕から施行する。

別表(第三十七条の十三関係)(令六最裁規一四・追加)

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に	調書を作成し、記名押印しなければ
--------	---	------------------

	備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条	記録しなければ	記載しなければ

第一項、第二百二十二条の二第二項及び第二百二十二条の三第二項		
第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	責任制限手続に係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	請求（事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、責任制限手続に係る事件の記録
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第一百六条第三項、第一百八条第二項、第二百二十二条の二第二項、第二百二十二条の三第二項、第一百四十二条及び第一百四十六条第一項	電子調書	調書
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付する	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付

	こと	
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十条の二	電子決定書（法第二百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書
	電子調書に記録させる	調書に記載させる
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
	記録すれば	記載すれば
第六十七条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録	記載

第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第二百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において相当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	責任制限手続に係る事件の記録に添付して調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を

第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	責任制限手続に係る事件の記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条(訴状の添付書類等)第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、答弁書
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第二百二十七条	前節(証人尋問)	前節及び船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の八
第三百三十四条	第百八条(電子呼出状の記録事項等)	船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の十三において読み替えて準用する第百八条第一項

	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第三十七條の八第一項及び第二項
第百四十二條	記録すべき	記載すべき
第百四十六條第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六條第二項 及び第百五十一條	第百四十二條（受命裁判官等の証拠 調べの電子調書）	船舶所有者等責任制限事件手続規則 第三十七條の十三において読み替えて 準用する第百四十二條及び同規則 第三十七條の十
	電子調書について	調書について
第百四十七條	第一項から第三項まで及び第百三十七條の二から前條まで	から前條まで（第百三十七條第三項 及び第四項並びに第百四十三條第三 項を除く。）
	の規定	及び船舶所有者等責任制限事件手続 規則第三十七條の十の規定
第百四十九條の二第 一項	最高裁判所の細則で定めるところに より、当該申出に係る電磁的記録の 複製を第五十二條の十（電子情報処 理組織）第一項の電子情報処理組織 を使用する方法によりファイルに記 録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九條の二第	電子証拠説明書	証拠説明書

一項及び第二項		
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等)	提出等) 並びに船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の十
	読み替える	、船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の十中「同条の文書の写し」とあるのは「第三十七条の十三において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第九十二条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規	被上告人の数に六を加えた数の副本

	定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面)	
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書